

養老町高齢運転者交通安全対策事業補助金

高齢運転者の交通事故防止を図ることを目的として、自家用自動車に設置する、後付けの急発進等抑制装置(以下「装置」という)の設置に係る経費の一部を補助します(1人につき1回限り)。

○補助対象者(次の項目全てに該当する人)

- ①養老町に住民登録をしている人
- ②75歳以上の人(令和2年度内に75歳に達する人を含む)
- ③自動車(自動二輪を除く)を運転できる有効期限内の運転免許証を保有している人
- ④自家用自動車に、装置の取付けを、後付け装置販売・取付け店舗に行わせ、使用上の説明を受けている人
- ⑤自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」に記載されている人
- ⑥装置を設置した自家用自動車の自動車税または軽自動車税の滞納がない人
- ⑦町税等の滞納がない人

○補助対象経費

装置の購入および設置に要した経費とする。

(消費税および地方消費税相当額を含み、国補助金および設置に際して行った自動車の故障箇所の修理もしくは補修または改良もしくは改造に係る費用を除く)

○補助金額

自家用自動車1台あたり1万円(補助対象経費が1万円未満の場合は、補助対象経費の額(千円未満を切捨てた額))

○補助対象期間等

装置の設置期間：4月15日～令和3年2月28日

補助金の申請期限：令和3年3月15日まで

詳しくは、建設課までお問い合わせください。

養老町高齢者公共交通利用支援事業

高齢者が運転免許証を返納等したあとの外出時の移動手段として、鉄道利用を支援するため、養老鉄道の回数券を交付します(1人につき1回限り)。

○対象者(次の項目全てに該当する人)

- ①養老町に住民登録をしている人
- ②65歳以上の人(運転経歴証明書の交付日において)
- ③公安委員会が交付する運転経歴証明書の交付を受けている人
- ④運転経歴証明書の交付の日から起算して1年以内である人

○支援内容

養老鉄道回数券マイレールチケット21(210円区間)1冊の交付

※回数券は210円券×21枚つづり(有効期間は交付日から6カ月後の月末日まで)

○申請に必要なもの

- ・運転経歴証明書
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

詳しくは、建設課までお問い合わせください。

養老町子育て世代公共交通利用支援事業

子育て世代を対象として、鉄道の利用機会の創出を支援するため、養老鉄道の回数券を交付します(1世帯につき年1回)。

○対象者

- ・養老町に住民登録をしている未就学児とその保護者等

○支援内容

- ・養老鉄道回数券マイレールチケット21(210円区間)の交付

※回数券は210円券×21枚つづり(有効期間は交付日から6カ月後の月末日まで)

未就学児が2人までの世帯 1冊

未就学児が3人以上の世帯 2冊

○申請に必要なもの

- ・保護者等の住所が確認できる書類(運転免許証、健康保険証 など)
- ・未就学児の住所および年齢が確認できる書類(健康保険証、医療受給者証 など)
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

詳しくは、建設課までお問い合わせください。

問 建設課 ☎32-5081